

令和 8 年第 1 1 回ひたちなか市
教 育 委 員 会 9 月 定 例 会

日 時 令和 8 年 9 月 2 9 日 (火)
午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分
場 所 市役所第 3 分庁舎 防災会議室 2

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

- (1) 議案第 2 7 号 ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する
告示について

4 その他

- (1) 9 月定例市議会における教育委員会関係事項について

5 閉 会

議案第 27 号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 29 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

令和 年 月 日 議決

改正理由

この要綱は、子育て支援の充実と幼児の心身の健全な発達を図るため、ひたちなか市の公立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等における教育活動（以下「預かり保育」といいます。）の事業の実施に関し、必要な事項を定めています。

今般、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44条）の改正^{※1}により、令和8年10月1日から一時預かり事業（幼稚園型）に係る施設等利用費の日額上限額が引き上げられる^{※2}ことに伴い、幼児教育・保育の無償化の対象となる保護者の子ども^{※3}が利用する、長期休業日における預かり保育の1日当たりの負担金の額を改正するものです。

※1 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第18号）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第54号）による。

※2 450円から490円に引き上げられます（本市は1日当たり、通常教育日は300円、長期休業日は500円の負担金を徴収しています。）。

※3 令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化制度の対象となる子ども（保護者の就労や妊娠出産など保育の必要性の認定を受けた3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども）をいいます。

ひたちなか市教育委員会告示第 号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のと
おり制定する。

令和 年 月 日

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋 本 光 徳

ひたちなか市教育委員会告示第 号

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（令和３年教委告示第４号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「５０円」を「１０円」に改める。

付 則

この規則は，令和８年１０月１日から施行する。

ひたちなか市立幼稚園預かり保育事業実施要綱新旧対照表

旧		新		備考
別表（第 9 条関係）		別表（第 9 条関係）		
実施日	負担金の額（1 日当たり）	実施日	負担金の額（1 日当たり）	
通常教育日	3 0 0 円	通常教育日	3 0 0 円	
長期休業日	5 0 0 円	長期休業日	5 0 0 円	
備考 園児の保護者が子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 3 0 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者であるときは、同法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の規定による施設等利用費の支給は、同条第 3 項の規定により代理受領とする。この場合において、負担金の額は、この表の規定にかかわらず、通常教育日にあつては 0 円、長期休業日にあつては <u>5 0 円</u> とする。		備考 園児の保護者が子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 3 0 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者であるときは、同法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の規定による施設等利用費の支給は、同条第 3 項の規定により代理受領とする。この場合において、負担金の額は、この表の規定にかかわらず、通常教育日にあつては 0 円、長期休業日にあつては <u>1 0 円</u> とする。		

こ 成 保 第 4 4 1 号
令和 8 年 5 月 2 9 日

各 都 道 府 県 知 事
都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿

こども家庭庁成育局長

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

このたび、幼児教育・保育の無償化に関して、別添のとおり、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」（令和 8 年政令第 188 号。以下「改正政令」という。）及び「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和 8 年内閣府令第 54 号。以下「改正府令」という。）が令和 8 年 5 月 29 日に公布され、同年 10 月 1 日に施行されます。

改正政令及び改正府令の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用にあたっては遺漏のないようお取り計らいください。

各都道府県知事におかれましては、域内の市区町村長（指定都市長・中核市長を除く。）に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

第一 改正の趣旨

子育てのための施設等利用給付は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等を利用する 3 歳から 5 歳までのこども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯等のこどもを対象とし、その設置者等が定めた利用料の全部又は一部を支給し、その利用に係る経済的負担の軽減を図るとともに、多様な子ども・子育て支援の円滑な利用への支援を行うものです。この施設等利用費の額については、一月につき、法第 30 条の 4 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定し

た額とすることとされているところ、昨今の物価上昇・賃金動向等も踏まえ、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの育ちを一層支援するため、当該利用費の上限額の見直しを行うものです。

第二 改正の概要

1 改正政令について（第 15 条の 6 関係）

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 15 条の 6 を改正し、法第 30 条の 11 第 2 項の政令で定めるところにより算定した額を次のとおり見直すこととしました。

対象施設等	現行の額	引上げ額	見直し後の額
認可外保育施設等（0～2 歳）	42,000 円	(+3,700 円)	45,700 円
認可外保育施設等（3～5 歳）	37,000 円	(+3,300 円)	40,300 円
新制度に移行していない幼稚園 （私学助成園）	25,700 円	(+2,300 円)	28,000 円
預かり保育等（0～2 歳）	16,300 円	(+1,400 円)	17,700 円
預かり保育等（3～5 歳）	11,300 円	(+1,000 円)	12,300 円

2 改正府令について（第 28 条の 20 関係）

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「則」という。）第 28 条の 20 を改正し、法第 30 条の 11 第 2 項の政令で定めるところにより算定した額のうち、令第 15 条の 6 第 2 項第 2 号に規定する場合における内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額の日額単価について、次のとおり見直すこととしました。

給付単価	現行の額	引上げ額	見直し後の額
一月につき法第 7 条第 10 項第 5 号に掲げる事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数（26 日（則第 28 条の 20 第 1 項））を下回る場合の日額単価	450 円	(+40 円)	490 円

第三 施行期日

改正政令及び改正府令の施行期日は、令和 8 年 10 月 1 日です。

第四 その他

今般の施設等利用給付交付金の給付上限額の見直しは保護者負担の軽減を目的とするものであることから、この見直しを契機として、対象となる幼稚園や認可外保育施設において、合理的な理由のない保育料等の引上げが行われることにより、公費負担を通じて事業者が過度な利益を得ることにつながるものがないよう適切に対応していく必要があります。

このため、今般の給付上限額の引き上げ分が利用者に確実に裨益しているかを確認するため、今後、フォローアップや確認調査の実施を予定しております。

各自治体におかれましては、本見直しの趣旨を十分にご理解いただき、域内の事業者に対し、この見直しを契機として、合理的な理由のない保育料等の引上げを行わないよう、御周知いただきますようお願いいたします。

以上

【別添資料】

別添1 子ども・子育て支援法施行令の一部改正（本文・新旧対照表）

別添2 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（本文）

【本件連絡先】

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

[TEL:03-6858-0127](tel:03-6858-0127)（直通）

Mail:kouteikakaku.kyufu2@cfa.go.jp

※お問い合わせはメールでご連絡ください。

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
1	北原祐二議員	【教育行政について】 (1)フッ化物洗口における教職員の役割について ・教育的な位置づけについて伺う。 ・安全管理体制の構築について伺う。 ・教職員の負担軽減および教育委員会の支援について伺う。	・こどもの頃に実施すると、大人になっても予防効果が持続。健康確保は家庭での取り組みが基本ではあるが、家庭での歯みがき等の習慣化が難しい家庭もあるなど、健康格差を懸念されることから、集団実施として進めている。 ・保管や取扱いが安全なポーシオンタイプ(個別包装)を使用。万一飲み込んだ場合でも、健康に心配のないものであり、学校、保護者、児童へ十分周知している。 ・多忙化に配慮し利便性の高いポーシオンタイプ(個別包装)を使用。過去50年超の実施で事故報告はないが、万が一のトラブル時は教育委員会が学校と一体となり支援する。今後も、教職員の負担に配慮しつつ継続する。	保健給食課
		(再質問) ・教職員は、昔から、歯みがき習慣の定着、子ども自身による健康づくりを基本として活動。歯みがき教育についての考えを伺う。	・家庭のみでは、なかなか習慣化が難しい場合があるため実施。歯みがき教育も奨励していきたいと考えている。	
2	田中高司議員	【部活動での大会等におけるバスの安全対策について】 (1)部活動における大会時の移動の実態について	国からの通知を受けて貸切バス等に関する調査を行ったところ、国の許可を受けた事業者と正式な契約を交わし、当日バスに教職員が同乗するなど、国の通知に沿った安全管理のプロセスを踏まえていることを確認した。それ以外の練習試合等も、保護者等の送迎による現地集合・現地解散となっていた。	指導課
		(2)部活動を含めた校外活動の移動時への 本市の対応について	教育課程である遠足や宿泊学習、社会科見学等の行事においても、貸切バス等を利用するケースがあり、これらの行事における利用についても、今回の調査において、全ての学校で、国の通知に沿った安全管理のプロセスを踏まえていることを確認した。	
3	宇田 貴子 議員	【本市の不登校対策・支援について】 (1)本市の不登校児童生徒数について	令和5年度から7年度の3年間の不登校児童生徒数は、小学校で5年度が138人、6年度が188人、7年度が205人、中学校では5年度が221人、6年度が254人、7年度が240人。	指導課
		(2)「不登校」のとりえ方と支援の考え方について	支援の考え方として、第一に欠席がゼロから29日までの児童生徒への支援を丁寧に行い、新規不登校を出現させないことが重要であると考えている。	
		(3)本市の不登校支援体制について	「派遣型教育相談員」を新設し、特に休み始め期の児童生徒に対し、一人の相談員が支援を行う場所にとらわれず関われるようにした。	
		(4)校内での居場所について	校内フリースクールの運用の考え方について、登校を渋る児童生徒が学校に通いたいと思った時の居場所となる場であると考えている。	
		(5)いちょう広場について	いちょう広場設置のねらいは、学校に通えない児童生徒にとっての心の居場所をつくり、集団への適応力を養い、社会的自立を目指すことである。	
		(6)学びの多様化学校について	現時点において、市として設置は予定していないが、引き続き、他市町村の事例等、動向を注視していく。	
		(7)義務教育終了後の選択肢について	市内の各中学校において、進路に関する情報提供等に差が生じることはないよう、教員間の共有の場として進路対策委員会を設け、組織的に対応している。不登校生徒に対しては、面談や家庭訪問を通して、高校等の希望を確認しながら、高校の説明会案内やパンフレットを提供するなど、個々の状況に応じた支援を行っている。	

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
4	清水 立雄 議員	【物価高について】 (2)小中学校給食における食材費について ・物価高騰が続いている中で、食材の調達に困難を来しているのではないか。 ・食材調達についてどのような工夫をしているのか伺う。	・食材価格に加え、燃料費、光熱費、物流費等も上昇する厳しい状況の中、共同調達や入札、一定期間の契約、地元小売店の活用により、価格変動の抑制と安定調達に取り組んでいる。 ・旬の食材や価格の安定した食材の活用、肉の部位や調味料の見直し等により食材費を抑えつつ、必要な栄養量と給食の質を確保し、安全・安心で特色ある学校給食の安定提供に努めていく。	保健給食課